

自転車交通安全教室 解説マニュアル



【高校生向け教材】

高校生の皆さんへ
自転車で事故を起こせば、
あなた自身の責任になります!!

制作 道路局総務部交通安全・自転車政策課 (TEL. 671-2323)



あなたと同じ高校生が加害者となった自転車事故の事例です。
一生をかけて、被害者への賠償をしなければなりません。

自転車に乗っているときに、歩行者にぶつかりかけたり、ヒヤッとしたことはありませんか？
事故を起こしてしまったら、あなたは加害者となり、多額の賠償責任を負うことになるかもしれません。
自転車の事故、「私に限って、ありえない」「私だけは大丈夫」なんて、思っていないですか？

判例① 平成17年11月25日一横浜地方裁判所
無灯火で、携帯電話を操作していた
女子高校生の起こした、対歩行者事故



5,000万円
の賠償命令

判例② 平成20年6月5日一東京地方裁判所
車道を斜めに横断した男子高校生の
起こした、対自転車事故



9,266万円
の賠償命令

自転車ルールは、高校生になったら、大人と全く同じです。

13歳からは...
歩道でなく、「車道」の
通行が基本です。



14歳からは...
事故の責任は、保護者では
なく、あなたが自分で
背負わなければなりません。



危険な行為を繰り返した
場合、講習を受ける
義務が発生します。



皆さんに守って欲しい、大人と同じ交通ルールとは➡

自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」。
走る場所は「車道の左側端」!!



注意 歩道通行は例外!

歩道通行は、右の①から
③の特別な場合のみ認め
られます。歩行者優先
で通行すること!



➡【通行方法】歩道の中央より「車道より」をゆっくり通る(徐行)。

普段何気なく、こんな乗り方していませんか？全て道路交通法違反です!!

歩道を
すごいスピードで走る!!
原則は、車道の左側端を通行。
歩道を通行して良い場合でも、
常に「歩行者優先」!!

3か月以内の懲役
又は5万円以下の罰金



ながら運転!!
自転車を適切に操作できない
「ながら運転」は禁止です。

3か月以内の懲役
又は5万円以下の罰金



無灯火運転!!
夜間はライトをつけないと、
大変危険です!!

2万円以下の罰金
又は料料



自転車の並進の禁止!!
横に並んで走るとは、原則禁止!!

2万円以下の罰金
又は料料



悪質な運転者は自転車運転講習の受講義務が!!

3年以内に
2回以上、
危険な行為を
繰り返した人が対象。

自転車の取り締まりが強化され、
3年以内に2回以上、危険行為14
項目の違反を繰り返した人は、安全
運転に關する講習の受講が義務
付けられています。

受講命令に応じない場合、
5万円以下の罰金

危険行為14項目とは?

- ①信号無視
- ②通行禁止道路(場所)の通行
- ③歩行者用道路での徐行違反
- ④歩道通行や車道の右側通行等
の危険運転(歩行者の通行妨
害影響)への立ち入り
- ⑤交差点優先無視等
- ⑥右折時、直進車や左折車への通行妨害
- ⑦横断歩道安全通行義務違反等
- ⑧指定場所一時不停止
- ⑨歩道での歩行者優先等
- ⑩自転車保護不備の自転車の運転
- ⑪飲酒運転
- ⑫交通安全講習義務違反

保護者の皆様
2019年10月1日から
神奈川県で自転車保険の
加入義務化!

保護者は、自転車を利用する子どもが
対象となる自転車保険への加入が義務
となります。子どもが起こした事故で
も、高額の損害賠償責任が発生した事
例があります。自転車を利用する家族
全員で、自転車保険に加入しましょう。

ケガを安心させ、自転車保険「ひと安心」

※加入料の目安(1人あたり)

※加入料の目安(1人あたり)	※加入料の目安(1人あたり)	※加入料の目安(1人あたり)
1,500円/年	2,000円/年	2,500円/年
※加入料の目安(1人あたり)	※加入料の目安(1人あたり)	※加入料の目安(1人あたり)
1,500円/年	2,000円/年	2,500円/年

表面：①高校生が加害者となる事故

高校生の皆さんへ
自転車で事故を起こせば、
あなた自身の責任になります!!



制作 道路局総務部交通安全・自転車政策課 (TEL 671-2323)

あなたと同じ高校生が加害者となった自転車事故の事例です。
一生をかけて、被害者への賠償をしなければなりません。

自転車に乗っているときに、歩行者にぶつかりかけたり、ヒヤッとしたことはありませんか？
事故を起こしてしまったら、あなたは加害者となり、多額の賠償責任を負うことになるかもしれません。
自転車の事故、「私に限って、ありえない」「私だけは大丈夫」なんて、思っていないですか？

判例① 平成17年11月25日－横浜地方裁判所
無灯火で、携帯電話を操作していた
女子高校生の起こした、対歩行者事故



判例② 平成20年6月5日－東京地方裁判所
車道を斜めに横断した男子高校生の
起こした、対自転車事故



自転車ルールは、高校生になったら、大人と全く同じです。

13歳からは...

歩道でなく、「車道」の
通行が基本です。



14歳からは...

事故の責任は、保護者では
なく、あなたが自分で
背負わなければなりません。

危険な行為を繰り返した
場合、講習を受ける
義務が発生します。



皆さんに守って欲しい、大人と同じ交通ルールとは ➡

ストーリー (伝えたいこと)

- 高校生が加害者となって、相手にけがをさせたり、死亡させてしまった事故の事例を、2つ上げています。
- 左の事例は、夜に無灯火で携帯電話を操作していた高校生が、歩行者をはねてしまった事故。
- 相手の被害女性は歩行困難となり、実際の裁判で、5,000万円の賠償命令が下されました。
- 右の事例は、車道を斜めに渡った際に、相手の自転車にぶつかった事故。
- 相手の若い男性は言語喪失などの被害が残り、9,266万円の賠償命令が下されました。
- 事故の加害者になれば、一生をかけて、被害者の方に罪を償わなければいけないのです。

教える前に確認ください。

- 横浜市では、教える方が自転車ルールを学べるよう、「サイクルルールブック よこはま」を用意しています。
- ホームページでご一読ください。



表面：②大人と同じ交通ルール

3

高校生の
皆さんへ

自転車で事故を起こせば、
あなた自身の責任になります!!



制作 道路局総務部交通安全・自転車政策課 (TEL. 671-2323)

あなたと同じ高校生が加害者となった自転車事故の事例です。
一生をかけて、被害者への賠償をしなければなりません。

自転車に乗っているときに、歩行者にぶつかりかけたり、ヒヤッとしたことはありませんか？
事故を起こしてしまったら、あなたは加害者となり、多額の賠償責任を負うことになるかもしれません。
自転車の事故、「私に限って、ありえない」「私だけは大丈夫」なんて、思っていないですか？

判例① 平成17年11月25日－横浜地方裁判所
無灯火で、携帯電話を操作していた
女子高校生の起こした、対歩行者事故



5,000万円
の賠償命令

判例② 平成20年6月5日－東京地方裁判所
車道を斜めに横断した男子高校生の
起こした、対自転車事故



9,266万円
の賠償命令

自転車ルールは、高校生になったら、大人と全く同じです。

13歳からは...

歩道でなく、「車道」の
通行が基本です。



みんなの
快適
サイクル
プラン横浜

車道の
左側端が
基本!

14歳からは...

事故の責任は、保護者では
なく、あなたが自分で
背負わなければなりません。

危険な行為を繰り返した
場合、講習を受ける
義務が発生します。



皆さんに守って欲しい、大人と同じ交通ルールとは ➡

ストーリー (伝えたいこと)

- 高校生は、自転車の交通ルールは、大人と全く同じ、ということをご認識してください。
- 例えば、自転車で歩道を通れる年齢は、13歳未満の子どもと、70歳以上のお年寄りだけ。
- 皆さんは「**車道の左側端**」を通行する必要があります。
- また、子どもと違って、事故や危険な運転の責任は、全て自身にあります。
- また、危険な運転を繰り返せば、警察に呼ばれて講習を受けなければなりません。
- 大人と同じ、正しい交通ルールについて、裏面を使って説明します。

教える前に確認ください。

- ルールブックp2、p3に「車道通行の基本」等が書いてあります。
- 自転車の基本ルールですの
でしっかりと確認してくだ
さい。

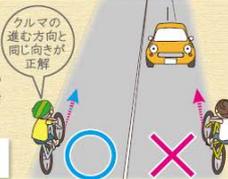


裏面：①自転車の通行場所

自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」。
走る場所は「車道の左側端」!!

車道では、
自転車もクルマも、
全て「左側通行」。

車道の一番左側端を、
クルマやバイクと同じ向き
に通行します。



違反すると...
3か月以内の懲役
又は5万円以下の罰金

交差点でも、
原則通り「車道の
左側端」を直進。

右折のときは、一度直進
して渡ってから、向きを
変えてもう一度渡ります。



違反すると...
3か月以内の懲役
又は5万円以下の罰金...等

注意 歩道通行は例外!
歩道通行は、右の①から
③の特別な場合のみ認め
られます。歩行者最優先
で通行すること!

- ①「普通自転車歩道通行可」の標識がついている区間
- ②13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者が運転する場合
- ③路上駐車、道路工事などで車道左側端の通行が著しく危険な場合

【通行方法】歩道の中央より「車道より」をゆっくり通る（徐行）。

普段何気なく、こんな乗り方していませんか？全て道路交通法違反です!!

**歩道を
すごいスピードで走る!!**
原則は、車道の左側端を通行。
歩道を通行して良い場合でも、
常に「歩行者優先」!!



違反すると...
3か月以内の懲役
又は5万円以下の罰金...等

ながら運転!!
自転車を適切に操作できない
「ながら運転」は禁止です。



違反すると...
3か月以内の懲役
又は5万円以下の罰金

無灯火運転!!
夜間はライトをつけないと、
大変危険です!!



違反すると...
5万円以下の罰金

自転車の並進の禁止!!
横に並んで走るとは、原則禁止!!



違反すると...
2万円以下の罰金
又は料料

悪質な運転者は自転車運転講習の受講義務が!!

3年以内に
2回以上、
危険な行為を
繰り返した人が対象。

14歳
から適用

自転車の取り締まりが強化され、
3年以内に2回以上、危険行為14
項目の違反を繰り返した人は、安全
運転に関する講習の受講が義務
付けられています。

違反すると...
受講命令に応じない場合、
5万円以下の罰金

危険行為14項目とは？

- ①番号無視
- ②通行禁止道路（車道）の通行
- ③歩行者用道路での徐行違反
- ④歩道通行や車道の右側通行等
- ⑤踏切等での歩行者の通行妨害
- ⑥道断路切への立ち入り
- ⑦交差点優先車妨害等
- ⑧右折時、直進車や左折車への通行妨害
- ⑨環状交差点安全通行義務違反等
- ⑩指定場所一時不停止
- ⑪歩道での歩行者妨害等
- ⑫制動装置不備の自転車の運転
- ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反

保護者の
首肯 2019年10月1日から
神奈川県で自転車保険の
加入義務化!

保護者は、自転車を利用する子どもが
対象となる自転車保険への加入が義務
となります。子どもが起こした事故で
も、高額な損害賠償責任が発生した事
例があります。自転車を利用する家族
全員で、自転車保険に加入しましょう。

ケガをされた場合、自転車保険でひと安心!

毎月の保険料?	月々の金額は?	申し込み方法は?
1,000円から 2万円まで!	ワンコイン程度から 入札 ¥1	代理店・WEB・ ケータイがOK!

ストーリー（伝えたいこと）

- 一番大事なことは「**自転車は車両である**」こと、「**車道の左側端を通る**」ことです。
- 逆走は絶対に禁止**。正しく運転している自転車やクルマと正面衝突する危険があります。
- 違反すれば、罰則が3か月以内の懲役、又は、5万円以下の罰金となっています。

教える前に確認ください。

- ルールブックp3に、自転車レーンがある場合、歩道さえない場合などの状況に合わせた、自転車の通行ルールが書いてあります。



自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」。 走る場所は「車道の左側端」!!

車道では、
自転車もクルマも、
全て「左側通行」。

車道の一番左側端を、
クルマやバイクと同じ向き
に通行します。

違反すると、
3カ月以内の懲役
又は5万円以下の罰金



交差点でも、
原則通り「車道の
左側端」を直進。

右折のときは、一度直進
して渡ってから、向きを
変えてもう一度渡ります。

違反すると、
3カ月以内の懲役
又は5万円以下の罰金…等



注意 歩道通行は例外!

歩道通行は、右の①から
③の特別な場合のみ認め
られます。歩行者最優先
で通行すること!



①「普通自転車歩道通行可」
の標識がついている区間



②13歳未満の子ども、70歳
以上の高齢者が運転する場合



③路上駐車、道路工事などで車道
左側端の通行が著しく危険
な場合

【通行方法】歩道の中央より「車道より」をゆっくり通る（徐行）。

普段何気なく、こんな乗り方していませんか？全て道路交通法違反です!!

歩道を
すごいスピードで走る!!
原則は、車道の左側端を通行。
歩道を通行して良い場合でも、
常に「歩行者優先」!

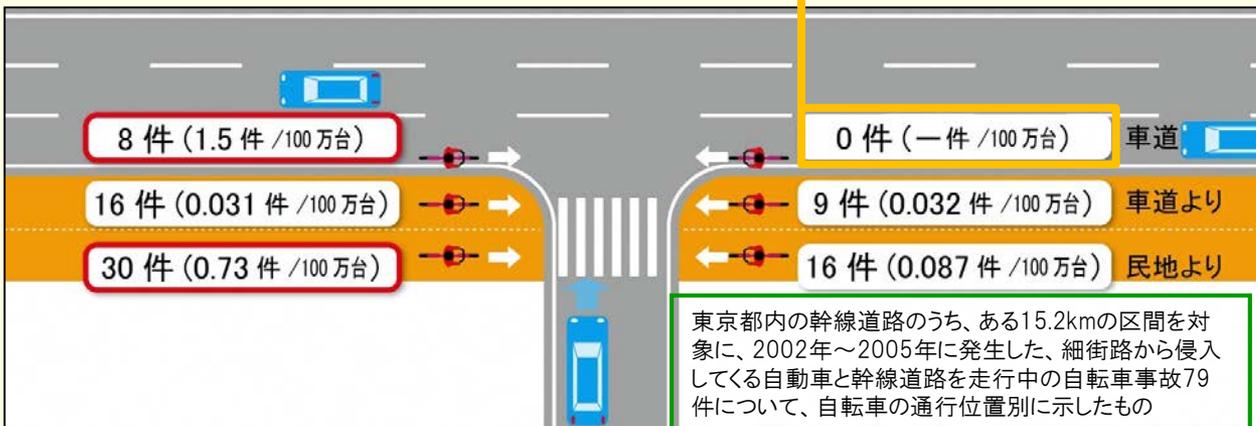


ながら運転!!
自転車を適切に操作できない
「ながら運転」は禁止です。



コラム「車道の左側を通行するメリットは？」

- 車からの視認性が高く、事故にあいにくい
車道を走る自転車は自動車からの視認性も高く
交差点での出会いがしらの事故に最もあいにくい
というデータがあります。
- 歩行者との事故を防げる
歩道は、子供からお年寄りまで様々な人が歩いて
います。歩行者をよけながらスピードを出すの
は大変危険です。
- 段差や障害物が無いため走りやすい
段差や植え込みなどの障害物がなく、道も車両
用に整備されていて走りやすいです。



ドライバーが交差点を出るときは、車道の左側を通行する車両に特に注意します！
車道の右側や歩道を通行する自転車には気づきにくいのです。

自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」。 走る場所は「車道の左側端」!!

車道では、
自転車もクルマも、
全て「左側通行」。

車道の一番左側端を、
クルマやバイクと同じ向き
に通行します。

違反すると...
3か月以内の懲役
又は5万円以下の罰金



交差点でも、
原則通り「車道の
左側端」を直進。

右折のときは、一度直進
して渡ってから、向きを
変えてもう一度渡ります。

違反すると...
3か月以内の懲役
又は5万円以下の罰金...等



注意 歩道通行は例外!

歩道通行は、右の①から
③の特別な場合のみ認め
られます。歩行者最優先
で通行すること!

- ①「普通自転車歩道通行可」の標識がついている区間
- ②13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者が運転する場合
- ③路上駐車、道路工事などで車道左側端の通行が危険な場合

【通行方法】歩道の中央より「車道より」をゆっくり通る（徐行）。

普段何気なく、こんな乗り方していませんか？全て道路交通法違反です!!

歩道を
すごいスピードで走る!!
原則は、車道の左側端を通行。
歩道を通行して良い場合でも、
常に「歩行者優先」!!

違反すると...
3か月以内の懲役
又は5万円以下の罰金...等



ながら運転!!
自転車を適切に操作できない
「ながら運転」は禁止です。

違反すると...
3か月以内の懲役
又は5万円以下の罰金



無灯火運転!!
夜間はライトをつけないと、
大変危険です!!

違反すると...
5万円以下の罰金



自転車の並進の禁止!!
横に並んで走ると、原則禁止!!

違反すると...
2万円以下の罰金
又は料料



悪質な運転者は自転車運転講習の受講義務が!!

3年以内に
2回以上、
危険な行為を
繰り返した人が対象。

自転車の取り締まりが強化され、
3年以内に2回以上、危険行為14
項目の違反を繰り返した人は、安全
運転に関する講習の受講が義務
付けられています。

受講命令に応じない場合、
5万円以下の罰金

危険行為14項目とは？

- ①番号無視
- ②通行禁止道路（車道）の通行
- ③歩行者用道路での徐行違反
- ④歩道通行や車道の右側通行等
- ⑤踏切等での歩行者の通行妨害
- ⑥道断路切への立ち入り
- ⑦交差点優先車妨害等
- ⑧右折時、直進車や左折車への通行妨害
- ⑨環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩指定場所一時不停止
- ⑪歩道での歩行者妨害等
- ⑫制動装置不備の自転車の運転
- ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反

保護者の首脳

2019年10月1日から
神奈川県で自転車保険の
加入義務化!

保護者は、自転車を利用する子どもが
対象となる自転車保険への加入が義務
となります。子どもが起こした事故で
も、高額な損害賠償責任が発生した事
例があります。自転車を利用する家族
全員で、自転車保険に加入しましょう。

ケガをされた場合、自転車保険でひと安心!

怪への補償額?	月々の金額?	申し込み方法?
1,000万円から 2億円まで!	ワンコイン程度から 入りやすい	コンビニ・WEB カードがおすすめ!

ストーリー（伝えたいこと）

- **交差点でも、原則通り「車道の左側端」を通行**するようにしてください。
- とくに間違えやすいのは、「右折」するときです。
- 自転車の右折方法は「2段階右折」が基本です。
- まず、直進して道路を渡り、向きを変えて、信号をみてもう一度横断します。
- 絶対にクルマと同じような、交差点の内側を通る右折をしないこと。
- 直進する車と衝突してしまう危険があります。

教える前に確認ください。

- ルールブックp9～p12にかけて、交差点の通行方法を書いてあります。
- 直進、右左折の方法など細かに書いてありますので、ご一読ください。



自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」。
走る場所は「車道の左側端」!!



注意 歩道通行は例外!
歩道通行は、右の①から③の特別な場合のみ認められます。歩行者最優先で通行すること!

- ①「普通自転車歩道通行可」の標識がついている区間
- ②13歳未満の子供も、70歳以上の高齢者が運転する場合
- ③路上駐車、道路工事などで車道左側端の通行が著しく危険な場合

【通行方法】歩道の中央より「車道より」をゆっくり通る（徐行）。

普段何気なく、こんな乗り方していませんか？ 全て道路交法違反です!!

歩道をすごいスピードで走る!!
原則は、車道の左側端を通行、歩道を通行して良い場合でも、常に「歩行者優先」!!

ながら運転!!
自転車を適切に操作できない「ながら運転」は禁止です。

無灯火運転!!
夜間はライトをつけないと、大変危険です!!

自転車の並進の禁止!!
横に並んで走ると、原則禁止!!

悪質な運転者は自転車運転講習の受講義務が!!

3年以内に2回以上、危険な行為を繰り返した人が対象。

14歳から適用

危険行為14項目とは?

- ①番号無視
- ②通行禁止道路（車道）の通行
- ③歩行者用道路での徐行違反
- ④歩道通行や車道の右側通行等
- ⑤踏切等での歩行者の通行妨害
- ⑥道断路切への立ち入り
- ⑦交差点優先車妨害等
- ⑧右折時、直進車や左折車への通行妨害
- ⑨環状交差点安全通行義務違反等
- ⑩指定場所一時不停止
- ⑪歩道での歩行者妨害等
- ⑫制動装置不備の自転車の運転
- ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反

受講命令に応じない場合、5万円以下の罰金

保護者の首肯 2019年10月1日から神奈川県で自転車保険の加入義務!

保護者は、自転車を利用する子どもが対象となる自転車保険への加入が義務となります。子どもが起こした事故でも、高額な損害賠償責任が発生した事例があります。自転車を利用する家族全員で、自転車保険に加入しましょう。

ケガをされた時、自転車保険でひと安心!

毎月の保険料?	月々の金額は?	申し込み方法は?
1,000円から2万円まで!	ワンコインから9,900円まで!	代理店・WEB・ケータインが主!

ストーリー（伝えたいこと）

- 原則は車道の左側端ですが、特別に歩道を通行できる場合があります。
- 皆さんに関係することだと、1つは「歩道通行可」の標識がある場合。
- もう一つは、車道の左側端が工事で塞がれている等、無理に通ると危険な場合です。
- しかし、歩道を通行するときは歩行者が最優先!
- すぐに止まれる速度でゆっくりと通ること、歩道の真ん中から車道よりを通りましょう。

教える前に確認ください。

- ルールブックp7に、歩道の通り方が、イラスト付きで紹介してあります。



自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」。 走る場所は「車道の左側端」!!



- 注意 歩道通行は例外!**
歩道通行は、右の①から③の特別な場合のみ認められます。歩行者最優先で通行してください!
- ①「普通自転車歩道通行可」の標識がついている区間
 - ②13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者が運転する場合
 - ③路上駐車、道路工事などで車道の通行が著しく危険な場合

【通行方法】歩道の中央より「車道寄り」をゆっくり通る（徐行）

普段何気なく、こんな乗り方していませんか？ 全て道路交通法違反です!!

歩道をすごいスピードで走る!!
原則は、車道の左側端を通行、歩道を通行して良い場合でも、常に「歩行者優先」!!

ながら運転!!
自転車を適切に操作できない「ながら運転」は禁止です。

無灯火運転!!
夜間はライトをつけないと、大変危険です!!

自転車の並進の禁止!!
横に並んで走るとは、原則禁止!!

悪質な運転者は自転車運転講習の受講義務が!!

3年以内に2回以上、危険な行為を繰り返した人が対象。

14歳から適用

自転車の取り締まりが強化され、3年以内に2回以上、危険行為14項目の違反を繰り返した人は、安全運転に関する講習の受講が義務付けられています。

受講命令に応じない場合、5万円以下の罰金

保護者の皆様 2019年10月1日から神奈川県で自転車保険の加入義務!

保護者は、自転車を利用する子どもが対象となる自転車保険への加入が義務となります。子どもが起こした事故でも、高額な損害賠償責任が発生した事例があります。自転車を利用する家族全員で、自転車保険に加入しましょう。

ケガや死亡した時も、自転車保険でひと安心!

毎月の保険料?	月々の金額は?	申し込み方法は?
1,000円から2万円まで!	ワンコイン程度から入料 ¥1	コンビニ・WEB・ケータイがOK!

ストーリー（伝えたいこと）

- みなさん、自分の運転を振り返ってください。
- 歩行者をベルでどけたり、ライトをつけずに走ったりしていませんか？
- また、大音量で音楽を聴きながら、スマホを見ながら、傘をさしながらなど、安全に運転できない状態になっていたら、道路交通法違反となります。
- まちでもよく見かけますが、二人乗りしたり、横に並んで走ることも違反です。
- 本来なら、自転車やクルマなどを運転する時は、常に周りに気を配って、しっかりハンドルを握って乗るのが当たり前。
- ながら運転などの危険な運転はやめましょう

教える前に確認ください。

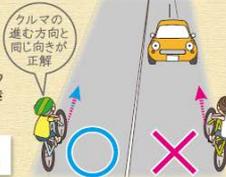
- ルールブックp13～p16は、主に安全運転の義務に関する項目です。
- 高校生の違反が多い項目ですので、確認ください。



自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」。 走る場所は「車道の左側端」!!

車道では、
自転車もクルマも、
全て「左側通行」。

車道の一番左側端を、
クルマやバイクと同じ向き
に通行します。



交差点でも、
原則通り「車道の
左側端」を直進。

右折のときは、一度直進
して渡ってから、向きを
変えてもう一度渡ります。



違反すると...
3か月以内の懲役
又は5万円以下の罰金

違反すると...
3か月以内の懲役
又は5万円以下の罰金...等

注意 歩道通行は例外!

歩道通行は、右の①から
③の特別な場合のみ認め
られます。歩行者最優先
で通行すること!



【通行方法】歩道の中央より「車道より」をゆっくり通る（徐行）。

普段何気なく、こんな乗り方していませんか？全て道路交通法違反です!!

歩道を
すごいスピードで走る!!
原則は、車道の左側端を通行、
歩道を通行して良い場合でも、
常に「歩行者優先」!!



違反すると...
3か月以内の懲役
又は5万円以下の罰金...等

ながら運転!!
自転車を適切に操作できない
「ながら運転」は禁止です。



違反すると...
3か月以内の懲役
又は5万円以下の罰金

無灯火運転!!
夜間はライトをつけないと、
大変危険です!!



違反すると...
5万円以下の罰金

自転車の並進の禁止!!
横に並んで走ると、原則禁止!!



違反すると...
2万円以下の罰金
又は料料

悪質な運転者は自転車運転講習の受講義務が!!

3年以内に
2回以上、
危険な行為を
繰り返した人が対象。

14歳
から適用

自転車の取り締まりが強化され、
3年以内に2回以上、危険行為14
項目の違反を繰り返した人は、安
全運転に関する講習の受講が義務
付けられています。

違反すると...
受講命令に応じない場合、
5万円以下の罰金

危険行為14項目とは？

- ①信号無視
- ②通行禁止道路（車道）の通行
- ③歩行者用道路での徐行違反
- ④歩道通行や車道の右側通行等
- ⑤踏切等での歩行者の通行妨害
- ⑥道端路切への立ち入り
- ⑦交差点優先車妨害等
- ⑧右折時、直進車や左折車への通行妨害
- ⑨環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩指定場所一時不停止
- ⑪歩道での歩行者妨害等
- ⑫制動装置不備の自転車の運転
- ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反

保護者の首構 2019年10月1日から 神奈川県で自転車保険の 加入義務化!

保護者は、自転車を利用する子どもが
対象となる自転車保険への加入が義務
となります。子どもが起こした事故で
も、高額な損害賠償責任が発生した事
例があります。自転車を利用する家族
全員で、自転車保険に加入しましょう。

ケガをされた時も、自転車保険でひと安心!

毎月の保険料?	月々の金額は?	申し込み方法は?
1,000円から 2万円まで!	ワンコインから 入会可能!	代理店・WEB・ ケータイからも!

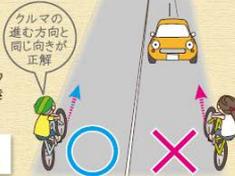
ストーリー（伝えたいこと）

- 表面でも伝えたように、悪質な違反を繰り返した人は、「自転車運転者講習」を受けなければなりません。
- 3年以内に2回以上、危険な行為を繰り返し、検挙された人が対象になっています。
- 危険な行為とは、例えば信号無視、通行禁止の違反や、歩道での歩行者の妨害など、14項目が挙げられています。
- 受講費用は6,000円、受講時間3時間と、ルールを守らなかっただけで、時間もお金もとられてしまいます。
- さらに、受講命令に応じない場合、罰則が5万円以下となっています。

自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」。 走る場所は「車道の左側端」!!

車道では、
自転車もクルマも、
全て「左側通行」。

車道の一番左側端を、ク
ルマやバイクと同じ向き
に通行します。



交差点でも、
原則通り「車道の
左側端」を直進。

右折のときは、一度直進
して進んでから、向きを
変えてもう一度戻ります。



違反すると...
3カ月以内の懲役
又は5万円以下の罰金

違反すると...
3カ月以内の懲役
又は5万円以下の罰金...等

注意 歩道通行は例外!

歩道通行は、右の①から
③の特別な場合のみ認め
られます。歩行者最優先
で通行すること!

- ①「普通自転車歩道通行可」の標識がついている区間
- ②13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者が運転する場合
- ③路上駐車、道路工事などで車道左側端の通行が著しく危険な場合

【通行方法】歩道の中央より「車道より」をゆっくり通る（徐行）。

普段何気なく、こんな乗り方していませんか？全て道路交法違反です!!

歩道を
すごいスピードで走る!!
原則は、車道の左側端を通行、
歩道を行って良い場合でも、
常に「歩行者優先」!!



違反すると...
3カ月以内の懲役
又は5万円以下の罰金...等

ながら運転!!
自転車を適切に操作できない
「ながら運転」は禁止です。



違反すると...
3カ月以内の懲役
又は5万円以下の罰金

無灯火運転!!
夜間はライトをつけないと、
大変危険です!!



違反すると...
5万円以下の罰金

自転車の並進の禁止!!
横に並んで走ると、原則禁止!!



違反すると...
2万円以下の罰金
又は料料

悪質な運転者は自転車運転講習の受講義務が!!

3年以内に
2回以上、
危険な行為を
繰り返した人が対象。

14歳
から適用

自転車の取り締まりが強化され、
3年以内に2回以上、危険行為14
項目の違反を繰り返した人は、安
全運転に関する講習の受講が義務
付けられています。

違反すると...
受講命令に応じない場合、
5万円以下の罰金

危険行為14項目とは？

- ①番号無視
- ②通行禁止道路（車道）の通行
- ③歩行者用道路での徐行違反
- ④歩道通行や車道の右側通行等
- ⑤踏切等での歩行者の通行妨害
- ⑥道断路切への立ち入り
- ⑦交差点優先車妨害等
- ⑧右折時、直進車や左折車への通行妨害
- ⑨環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩指定場所一時不停止
- ⑪歩道での歩行者妨害等
- ⑫制動装置不備の自転車の運転
- ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反

保護者の首構 2019年10月1日から 神奈川県で自転車保険の 加入義務化!

保護者は、自転車を利用する子どもが
対象となる自転車保険への加入が義務
となります。子どもが起こした事故で
も、高額な損害賠償責任が発生した事
例があります。自転車を利用する家族
全員で、自転車保険に加入しましょう。

ケガをされた時も、自転車保険で安心!

毎月の保険料?	月々の金額は?	申し込み方法は?
1,000円から 2万円まで!	ワンコイン程度から 入りやすい	代理店・WEB・ カーディーラーも!

ストーリー（伝えたいこと）

- 最後になりますが、神奈川県では2019年4月に「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が策定されました。
- この安全条例に合わせて、2019年10月1日からは、自転車に乗る人は「自転車保険に加入する」ことが義務となりました。
- これを機に、万が一の事故に備えて、自転車保険に入りましょう。
- 自転車保険は、様々な種類や入り方があるので、保護者の方と一緒に、自転車保険のことを考えてみてください。